

温泉部会の活動概要

1 令和5年度の部会開催状況

月 日	議 事 等
令和5年 8月24日	○温泉法に基づく許可申請について（諮問） 申請者 マスターズホスピタリティ株式会社 申請地 大津市今堅田三丁目字川原1115-1 (令和5年8月9日現地調査を実施)
8月28日	○環境審議会会長から知事へ答申
令和6年 3月7日	○温泉法に基づく許可申請について（諮問） 申請者 株式会社ドレメ 申請地 高島市マキノ町新保字浜田148番1 (令和6年2月8日現地調査を実施)
3月13日	○環境審議会会長から知事へ答申

2 令和6年度の部会審議予定

(1) 6月末までに温泉法上の申請（諮問案件）があった場合

7月下旬 現地調査

8月下旬 部会

(2) 12月末までに同申請があった場合

1月下旬 現地調査

2月下旬 部会

温泉部会への諮問事項について

温泉部会で審議する事項は、以下のとおりです（温泉法第 32 条）。

- ・ 温泉掘削許可（温泉法第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項）
- ・ 温泉増掘許可（温泉法第 11 条第 1 項）
- ・ 温泉動力装置許可（温泉法第 11 条第 1 項）
- ・ 温泉掘削、増掘および動力装置許可の取消し（温泉法第 9 条第 1 項、第 11 条第 2 項、同条第 3 項）
- ・ 許可を受けた者に対する公益上必要な措置命令（温泉法第 9 条第 2 項、第 11 条第 2 項、同条第 3 項）
- ・ 温泉採取制限命令（温泉法第 12 条）

【参考】温泉法第 32 条（審議会その他の合議制の機関への諮問）

都道府県知事は、第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項（第 11 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）、第 9 条（第 11 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）、第 11 条第 1 項又は第 12 条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 51 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。